

令和6（2024）年度第3回 柏崎市空家等対策推進協議会（計画策定・事業実施委員会）議事録

【日時】令和6（2024）年11月29日（金）午後1時30分から午後3時00分まで

【会場】市役所本庁舎4階4-3・4-4会議室

【出席委員】部会長、委員A、委員B、委員C、委員D、委員E、委員F、委員H 計8名

【欠席委員】委員G

【事務局】都市整備部長、建築住宅課長、建築住宅課職員 計5名

1 開 会

事務局B これより、令和6（2024）年度「第3回柏崎市空家等対策推進協議会 空家等対策計画策定・事業実施委員会」を開催する。

挨 拶

事務局A 本日の委員会の1つ目の議事である空家等管理活用支援法人の指定については、前回の委員会で2団体から提案を受け、委員の皆様からの御意見を踏まえ、事務局でまとめたプロポーザル実施要領や評価基準の案について御審議いただきたい。

次に、2つ目の議事である空き家セミナーの実施については、これまでに受講された方の反応や昨年度実施した際の課題などを反映した実施案について御審議いただきたい。

委員の皆様には、それぞれの専門分野の異なる視点で御意見をいただき、御審議をお願いしたい。

なお、本日会長である市長は所要のため欠席となることを御報告させていただく。

事務局B それでは、会の進行につきましては、部会長からお願いしたい。

会議成立確認

部会長 本日、会長と委員Gは所用のため欠席しており、出席は委員8名である。

市空家適正管理条例規則第12条第2項では、会議の開催は過半数の出席が必要とされているので、本会議が成立していることを御報告する。

2 説明等（1）令和5（2023）年度住宅・土地統計調査結果

部会長 それでは、次第に沿って進めさせていただく。

次第「2 説明等」の「（1）令和5（2023）年度住宅・土地統計調査結果」と「（2）地域別空き家率調査結果」をまとめて説明を受けたい。

事務局C 初めに、「（1）令和5（2023）年度住宅・土地統計調査結果」から御説明する。

資料1-1を見ていただきたい。国が実施した住宅・土地統計調査結果が、9月25日に公表された。1枚目が全国と新潟県の空家率の推移であり、2枚目が新潟県20市の空家率の比較である。

前回の平成30年度から5年を経て実施された結果、全国では13.6%から13.8%の伸びであったが、新潟県で見ると、14.7%から15.3%と空家率の増加が高い傾向にあることが分かる。県内20市の中の数値を見ると、新潟県の空き家率を上回ったものが7市あり、その中で柏崎市はワースト4位という結果であった。前回平成30年度調査では、空き家率が16.9%、20市中ワースト6位という結果であったので、芳しくない結果であったと捉えている。

次に、資料１―２を見ていただきたい。こちらは、市が今年度を実施したコミュニティ区域別の空家率の分析結果である。国の統計上は、市町村が最小単位であるので、それを地域別に算出しようとする独自に行う必要がある。市としては、平成２８年度に一度算出しており、現行の空家等対策計画にもその数値を記載しているところであるが、今回は国の統計調査にあわせて昨年度の状態を分析した。分析に際しては、住宅地図会社が保有している空き家のデータ、市が保有している住宅データ（GIS上の家屋図形）を使用しており、コミュニティ区域別に算出・色分けをした。

資料１―２の表を見ると、上条、南鯖石、別俣、野田、高柳の５地区が２０％を超過しており、特に野田地区では約４割という結果になっている。また、中心市街地又はその近郊では、空き家率は先ほどの地域に比べて低いものの、空き家の件数に着目すると、中央地区では平成２８年度が１０４件だったものが令和５年度に２００件、剣野地区では平成２８年度に８３件だったものが令和５年度に１６８件といずれも２倍になっている。次ページから、平成２８年度から令和５年度の増加率、令和５年度の空き家率、平成２８年度の空き家率と３種類のデータを区域別に色分けしてあるので、後ほど御確認いただきたい。

また、「特定空家」という数についてであるが、法令で定める特定空家等とは異なり、地図会社の調査員による基準での判定結果ではあるものの、全市でみると、平成２８年度が７３件、令和５年度が１５４件と約２倍になっている。

国が行った統計調査、市が独自に行った地域別の空き家率の説明は、以上となる。

部会長 全国平均を上回る形で新潟県内の空き家が増加していること、平成２８年度から令和５年度にかけて２倍ぐらい増加しているエリアがあるということで、空き家は深刻になっている。この状況を皆さんと共有するという事で説明をいただいた。

委員Ａ 県内２０市別の空き家率は１８．７９％、コミュニティ単位の空き家率は８．３４％となっている。算定の計算方法が違うのか。

事務局Ｄ 計算方法が異なる。県内２０市別の空き家率は住宅・土地統計調査の結果を基に算定しており、住宅・土地統計調査は全数調査ではなく抽出調査となっている。一方、コミュニティ単位の空き家率は市が独自に行った調査であり、住宅地図会社が毎年調査している空き家の数を基に算定している。事務局としては、市で行った地域別の空き家率の方が実態に近いと捉えている。

３ 議事(1)空家等管理活用支援法人指定について

部会長 それでは、本日の議事の一つ目、「（１）空家等管理活用支援法人指定について」に入る。事務局から説明をしていただく。

事務局Ｄ 資料２を見ていただきたい。

前回の委員会では、２団体から提案を受け、委員の皆様方から様々な角度で御意見が出された上で、部会長から「指定に向けて検討を進めることが妥当である。」旨の答申を得たところである。

事務局としては、第１回委員会で御説明した空き家対策における３つのステージにおける第１ステージの意識啓発、第２ステージの利活用・二次流通の部分について、民間活力・スピード感を活用し、より充実した対応がなされるよう進めていきたいと考えている。このため、空家等管理活用支援法人を指定し、皆様方との連携も含めた

業務委託を行いたいと考えている。

指定団体については、資料２中「１ 指定対象法人」に記載のとおり、活動実績や利活用の実績があり、国の手引きに記載のとおり、NPO法人、各社団法人、空家等の管理・活用を図ることを目的とする会社を前提とし、共同企業体も可とすることを考えている。

業務については、当初から御説明しているとおり、第１ステージ、第２ステージは密接な関係にあるため、提案募集時に同じく、記載の内容を対象としたいと考えている。

また、当然ながら、第１ステージ・第２ステージの各業務を確実にできる体制を有しているというところも条件とする必要がある。各業務の遂行には、法的な部分で指定団体に有資格者がいないことにより単独では実施できないケースが想定されるので、各種法令に抵触しないよう連携団体の皆様方や各事業者との連携の仕方、仕事の範囲の役割分担というところも重要である。

指定の方法だが、資料２中「２ 指定の方法」に記載のとおり、プロポーザル方式による選定とし、１者を選定することを考えている。理由としては、相談対応を一義的にこの法人で受けていただくという前提からして、複数の団体では、相談者に混乱が生ずること、国の補助金を活用するという前提からも、複数団体とする場合、団体ごとの業務の区分けを行った上で、国に提示する必要がある、この部分の対応ができないこと、という２点である。この後お示しするが、審査基準において、一定の点数に到達しなかった場合は、指定をしないという選択肢を残すこととしている。

プロポーザルの実施にあたり、本市のルール上、選定委員会を設置することが必要となる。このメンバーについては、副市長以下記載の６名のほかに本委員会の意見を反映させるために部会長に加わっていただきたいと考えている。指定については、市長が行うこと、また、監督する責任が市にあるという空家特措法上のルールからして、市の施策における空き家対策が関連する部署の所属長を選定委員とし、副市長を選定委員長と位置付ける構成である。

プロポーザル実施時、当日の流れは、資料２中「２（２）プロポーザル実施時の流れ」に記載のとおり、プレゼン及び選定委員が行う質問とそれに対する提案者の応答の様子については、委員の皆様方にも同席いただき、その後、部会長が皆様方の意見を評価に反映できるよう、委員会での意見交換の時間を設けたいと考えている。その時間を経た段階で、部会長以外の委員の皆様方は散会とし、選定委員会による審査に入るという流れで考えている。

資料２の裏面を見ていただきたい。

次に指定の期間であるが、検討の結果、３年間を前提としたいと考えている。理由としては、２点ある。１点目は、前回提案のあった２団体からは、いずれも「空き家バンクのサイトの見直し・再構築」に係る提案がなされたところであるが、聞き取り等を行ったところ、構築に半年から９か月程度を要すること、また、その後の検証や評価が単年契約では適切にできないおそれがある。２点目は、第１回委員会で御説明したとおり、本市空家等対策計画の抜本的な改正を次年度に行う必要があり、計画に位置付けた各種事業の検証や評価についても１年では適切にできないことが懸念さ

れるためである。したがって、国からの補助対象期間に同じく、令和7年度当初から3年間の業務委託を前提としたいと考えている。

指定に向けたスケジュールは、記載のとおりだが、主なポイントを説明する。令和7年度からの委託契約ではあるものの、その契約を前提とするプロポーザルを今年度実施するに当たり、予算に係る議決が必要となることから、12月議会でこの点の審議がなされる予定である。以降は、12月下旬に議決になったという前提でのスケジュール案である。議決後に、プロポーザルに係る公告を市ホームページ等で行い、質問受付、提案書提出等を踏まえ、2月25日（火）にプロポーザルを実施し、提案に対するヒアリング、審査を行いたいと考えている。

その後、指定となった場合は、この委員会の委員として加える方の委嘱、令和7年度当初に3年間の長期継続契約が締結できるよう、準備作業に入りたいと考えている。

なお、固定資産税の納税通知書への同封や相談対応時に配布している「空き家相談窓口チラシ」について、例年ですと毎年1月末に原稿を確定し印刷作業に入るところだが、空家等管理活用支援法人の指定を踏まえ、内容の見直しが必要と考えている。したがって、令和7年度は固定資産税の納税通知書への同封は行わず、封筒の表面に市ホームページの「空き家・空き地」というページのQRコードを印刷することを考えている。また、見直し後のものを作成したら、町内回覧を行うとともに、協定締結団体へ送付し、相談対応時に御活用いただけるよう考えている。

ここから、プロポーザルの実施要領と評価基準の原案について説明する。

まずは資料2-1プロポーザル実施要領を見ていただきたい。先ほど触れた概要以外の部分について、ポイントを絞って説明する。

1ページ目「2 提案対象とする業務」における業務内容は、「ア 必須業務」において、「(ア) 統括管理業務」、「(イ) 空家等相談対応業務」、「(ウ) 空家等意識啓発業務」、「(エ) 空き家バンク運営業務」、「(オ) 空家等対策計画改定業務」の計5つと、それらに附随する「イ 提案業務」とする。必須業務は必ず実行いただく必要のあるもの、提案業務は必須業務に記載がないものの、空家等対策に有効であり実行可能なものという整理である。前回提案のあった2団体の提案内容からすれば「空き家バンクサイトのリニューアルしたサイトの作成・運用」、「0円マッチングの運用」などが考えられる。

4ページ目を見ていただきたい。「(3) 体制整備に係る留意事項」について説明する。この部分は、指定及び委託をするに当たり重要な部分のひとつである。必須業務を行うに当たり、当然ながら関係法令の遵守が必要であるため、実行体制については、関係法令に抵触することがないよう、関係団体や有資格者との関係性を明確にした体制が示され、かつ、指定後もそのとおり運用されることが必要である。具体的には、相談者との最初の入り口である「空家等相談対応業務」において、課題の整理をした上で、助言や対応方法を提示するに当たり、その団体の人員のみで解決できるのか、又は「〇〇の部分については、〇〇士などの有資格者に繋げる」といった部分、「空き家バンク運営業務」では、登録されている物件について、内部を見たいという要望があった場合の対応という部分である。前回の提案段階までは、ある種、理想論に基

づく提言という部分もあったのかもしれないが、実際に指定、業務委託となると、その部分がきちんと整理され、実行できる体制ができているかというのは最も重要な点ではないかと考えている。

次に4ページ目下段「3 参加資格」についてである。「(1) 参加対象団体等要件」については、国の空家等管理活用支援法人指定の手引きに記載の要件のほか、アからエまでにおいて、契約の相手方として必要な最低限の規定をしている。また、前回の提案及びそれに対する質疑応答の内容を踏まえ、提案にあっては「共同企業体」として提案することも可としているが、5ページ目中段の「(2) 制限事項」に記載のとおり、市で行うプロポーザル方式による選定を行う際、「共同企業体である場合、代表構成員を含む構成員は他の参加者の構成員となることができない」旨の規定をしている。これにより、前回の審議過程において御意見のあった「どちらの団体にも名前がある。」「どちらに転んでもいいというのはよくない。」に対応できるものと考えている。

5ページ目下段の実施スケジュールは仮のスケジュールとなる。各種日程等を鑑みて、今後、詳細の調整を行う。ただし、6ページ目の上段に記載の「プレゼンテーション及び審査日」については、会場及びその後の契約前準備作業等を考慮し、令和7年2月25日（火）に実施したいと考えている。

6ページ目から8ページ目上段は、実施に際しての提出書類や期限といった事務的な規定を記載している。

8ページ目「5 選考・評価基準及び結果の公表」について説明する。プレゼン及びヒアリングの時間配分については、説明が20分、質疑応答に係るヒアリングが30分、準備・撤収を含め1提案者当たり1時間である。9ページ、10ページは最終的に選定した1者を空家等管理活用支援法人の指定団体とし、令和7年度からの業務委託先として選定すること、公表等について記載している。また、それぞれの手続に必要な様式案を添付している。

次に、資料2-2を見ていただきたい。選定委員会で評価をする際に使用する評価基準の案である。

「2 事業者選定方法」であるが、先ほど説明したとおり、選定委員会は、部会長と副市長以下市職員6名の計7名による選定委員それぞれの評価点の合計で選定するというものである。評価は、1人当たり持ち点100点のうち、「実績評価点」が20点満点、「提案評価点」が65点満点、「価格評価点」が15点満点という構成である。ただし、実績評価点は実績の数による配点、価格評価点も提案者の見積金額により算定されるので自動的に点数化される。したがって、提案評価点の満点65点について、それぞれの委員が提案やヒアリングを経た上で、採点するというものである。評価点については、資料裏面に記載のとおり、「A：優れている」から「E：劣る」までの5段階評価で行うものである。

また、採点結果の集計を行った後に同点だった場合又は疑義が生じた場合は、選定委員会の合議により決することとする。

以上が、プロポーザルの実施要領案と評価基準案も含めた指定方法の原案になる。御審議のほど、よろしくお願いしたい。

- 部会長 只今説明があったが、この内容について御意見、御質問等があれば願います。
- 整理をすると、指定する団体は 1 者に限る、プロポーザルの審査にこの会の代表として部会長が入る、プレゼンテーションは委員の皆さんもオブザーバーとして参加することができる、指定期間は 3 年間、法令に抵触することのないようグレーゾーン解消制度を活用する。また、前回の委員会で疑義のあった同一人物の複数団体への参加については、今回はどちらかにしか参加できないといったところの調整がなされている。
- 委員 E 提案指定に向けて、2 月 25 日（火）にプロポーザルを実施して、質疑応答はするがその日に結論は出さないという理解でよろしいか。また、事前に提案資料をいただけるのか。自分が提案を聞いてその場で質問ができるのか、所属団体を代表してこの委員会に参加しているので団体の意見も確認したい。
- 事務局 D 2 月 25 日（火）にプロポーザルを実施し、その後、選定審査委員会を開き、その日のうちに結果が決まるということになる。資料の配布については、配布できるかどうかを含めて整理をさせていただきたい。プレゼンテーション及び質疑応答の進め方としては、先ほど説明したとおり、委員の皆様方は選定委員会のメンバーではないので、その場では質問はできない。御意見、御質問等があれば、事務局又は部会長に御連絡いただければ、当日整理をして、選定委員会の委員から質問できるような形を取りたいと考えている。また、終了後の選定審査委員会の場で、部会長が採点をするときに意見を述べていただけるよう、この委員会の意見交換の時間を設けたいと考えている。
- 事務局 B 選定委員会の委員は、部会長のみである。
- 委員 E 資料を事前に配っていただけるかどうかは今のところ分からないという中で、オブザーバーとして提案を聞くが、質問したいと思ってもその場では発言できない、終わった後に部会長に意見するという流れで終わりになるのか。
- 部会長 プレゼンテーション及び質疑応答は終わっているので疑問点を改めて聞くことはできないが、意見交換の場での意見を集約・整理して、選定審査委員会で意見をするという流れになるのか。
- 事務局 B おっしゃるとおりである。
- 委員 H 提案説明 20 分、ヒアリング 30 分で当日に決めるというのは性急な決め方にならないか。また、改めて公募するということか。
- 事務局 D 指定をするかどうか検討するために、2 団体から 8 月 29 日に提案を受けた。提案を受けて、「指定に向けた検討を進めることが妥当である」という答申をいただいたのが 8 月末である。それを踏まえて、どのように決めるのか整理をしてお示ししているのが、本日のプロポーザルの実施要領案と評価基準案になる。
- 委員 H 前回の提案者がもう一度手を上げるかどうか分からないということか。
- 事務局 D おっしゃるとおり、手を上げるかどうかは分からない。また、条件を満たしていれば、2 団体以外から提案がある可能性はある。
- 委員 F 相当数の応募がある可能性はあるのか。
- 事務局 D それは分からない。
- 委員 F 複数採用するという可能性はあるのか。

- 事務局D 先ほど説明したとおり、複数団体を指定してしまうと相談する側がどちらに相談したらいいか混乱する可能性があるということ、国の補助金をこの委託費に活用することから、市としては、指定する団体は1団体としたい。
- 委員H 数値評価で決めるということか。
- 事務局D おっしゃるとおりである。
- 事務局C 前回の委員会で、応募があったら全て指定するののかとの意見があったので、一定基準の評価点に達しない場合は指定しないという規定を設けている。
- 部会長 質問する機会がないということがネックになっていると思うが、事前に資料をお配りして、質問があれば事務局に届けてもらって、部会長が代表して質問するという流れができるような気がするが、委員の皆様方の御意見をいただきたい。
- 委員H 質問をするのは部会長で全然構わないと思う。この委員会を代表して意見を言ってもらいたくのはいいと思うが、短時間でそれぞれ思うことを言えるのか、持ち帰ってから出てくるようなことがないとも限らない。事前の資料配布ができるものか考えていただきたい。
- 部会長 スケジュール的に厳しいということか。
- 事務局B 選定委員に対しては、事前に資料を配布する。この委員会の委員の皆様方はオブザーバーという立場になるので、事前に資料配布ができるか考えたい。
- 委員A 意見交換の場で何を意見交換するのか。
- 事務局B 部会長が選定委員として発言していただくが、最終的に点数をつけることになるので、その点数に反映する意見を皆様方から伺うことになる。
- 委員B 私たちが意見するのは、そのプレゼンに対してどういう点数をつけるのかというところがメインになってくるとのことか。聞いたことに対してどう評価するかということ部会長と意見交換するという流れになるのか。
- 事務局B おっしゃるとおりである。
- 委員A 業界を代表して参加している委員もおられるので、資料の事前配布又は当日の質問のどちらかは必要だと感じる。
- 事務局B 資料の事前配布は考えたい。事前に見ていただいて、質問とか疑問があれば、部会長にお伝えし、当日、部会長から発言していただくという形がいいと思う。
- 委員B 点数評価をするにしても、前回の2団体のイメージがある。仮に増えた場合、評価に対する意見がぶれる可能性がある。その場で資料を見て、すぐに意見を求められても難しい気はする。
- 事務局B おっしゃるとおりである。市のプロポーザル方式実施取扱要綱には、オブザーバーという立場の規定がない。資料の事前配布は検討する。
- 部会長 事前に資料を配布して、御質問等があればそれを集約して、部会長が代表して質問するというのが共通の理解でよろしいか。
- 委員E 今後の話だが、プロポーザルで団体が指定され、空き家バンクの対応を指定した団体と一緒にやっていくことになるが、そのやり方について分かることがあればお聞きしたい。
- 事務局D 空き家バンクについては、運用が変わるので新潟県宅地建物取引業協会の県本部と個別に協議をしている。新潟県宅地建物取引業協会以外の団体についても、この委員

会の中で、相談があった時に、どのように対応するか名簿作成を考えているところだという発言があった。したがって、一概に方法をプロポーザル前提条件として決めるべきものではないと考えている。8月29日に提案のあった2団体からは、やり方について踏み込んだ話をされた部分もあったかと思うが、それについては、公募で提案を受けてみないと言えない。

第1回、第2回委員会の中で公平性という話も出ているので、今のやり方がいいのかどうかは、空き家バンクのみならず、他の相談体制の内容も含めて、提案の内容を聞いてみて、決まってからということになる。

委員C 3年間の長期の指定期間になるが、受託者の単年度ごとの業務の成果とその評価についてどのように考えているか。

事務局D 法律上、監督権が市にあるので、市として監督をするというのは当然ながら必要だと考える。業務委託期間は3年間であるが、毎年の成果がないと委託費の支払いができないので、指定から業務委託契約を締結するまでの3月ひと月の間に、業務内容を協議した上で仕様書を定め、4月1日に契約できるようにしたい。また、空き家特措法上、指定した空家等管理活用支援法人は、空家等対策計画に意見をすることができるという規定がある。指定した団体の中から1人をこの委員会の委員に委嘱し、計画の見直しや事業の見直し、また、その実施をこの委員会で行うので、意見の調整はできるものと考えている。

部会長 1団体しか手が挙がらなかった場合に、審査をして基準をクリアすれば決定するし、基準をクリアしなければ選定しないという考え方でよろしいか。

事務局D おっしゃるとおりである。資料2-2中「2 事業者選定方法」を見ていただきたい。評価点の合計700点中455点未満、評価者別の平均が65点を下回った場合は、選定しないこととするという規定を入れてある。

委員H 指定団体がなかった場合どうなるのか。空き家問題が解決されないことになるのか。

事務局D 第1回委員会から説明しているとおり、平成30年度に皆様方所属の団体と空き家に関する連携協定を締結し、様々な事業を展開して今に至っている。管理不全な空き家をいかに減らすかという観点で、それぞれの団体と連携協定に基づいて、どうするかという議論にまた戻るのではないかと考える。

委員A この委員会は、年に何回開催する予定なのか。

事務局D 今年度は4回、空家等管理活用支援法人の指定に向けてということで進めさせていただき、来年度の1年間で現空家等対策計画の改定をしたいので、年に4回開催したいと考えている。それに先立って空家等管理活用支援法人の指定をして、この会議のファシリテーション等々含め、空家等対策計画で、空家等管理活用支援法人と連携協定を締結している委員会の皆様方と何ができるかということを整理しながら、計画の見直しを行いたいというのが現在の案である。

委員A 資料2-2中「3 評価基準（1）実績評価点」は機械的に決まる数字であると想定はしているが、全国規模の団体から申請があった時に、例として、市外の実績はカウントできるのか、過去10年前の実績は含んでいいのか、何か細かい基準はあるのか。

事務局D 資料2-1 プロポーザル実施要領4ページ目「3 参加資格（1）参加対象団体等要件」の中で「本プロポーザルに参加しようとする者は、柏崎市域における空き家対策に係る活動実績及び利活用実績を有していること」との記述を入れてある。柏崎で活動実績及び利活用実績がないような遠方の団体が、しっかり活動していただけるのか疑問であり、また、確実に相談対応していただけるのかというところが重要と考えているので、実績評価のカウントの仕方は、柏崎市域の中で実際に利活用された実績があるかどうかというところを主眼に置いている。

議事(1)空家等管理活用支援法人指定に係る採決

部会長 それでは、採決に移る。

このプロポーザルの実施要領と評価基準について、当日のプロポーザルの流れと事前資料の配布は検討の余地があるが、それ以外についてはこの原案のとおり進めることが妥当であると思う方は挙手をお願いしたい。

（一同承認）

空家等管理活用支援法人指定については、プロポーザル実施要領及び審査基準のとおり進めることを、全会一致で決定する。

3 議事(2)今年度の空き家セミナー実施について

部会長 それでは、本日の議事の二つ目、「（2）今年度の空き家セミナーについて」に入る。事務局より説明をお願いする。

事務局D 資料3を御覧いただきたい。

空き家セミナーについては、令和4年度、5年度の2か年度に渡り実施しているが、令和4年度は弁護士から空き家問題全般に、令和5年度は、相続登記の義務化と空き家問題全般を司法書士、空き家の売却方法と柏崎の現状を宅地建物取引士から御講演いただいた。

令和4年度は初回であり、また広く全般的な内容であったこと、令和5年度は、タイムリーかつリアルなテーマであったことから、非常に多くの方から受講いただいた。

空き家セミナーは、受講者数も多く、相談会よりも意識啓発としての効果が高いと考えられるため、実施後のアンケート結果においても、満足度が非常に高い状況である。また、日常の相談対応をする中でも、継続的な実施を望む声をいただくことが多々ある。

以上のことから、今年度もセミナーを実施したいと考えている。実施時期、内容等は、資料の中段に記載のとおりである。

まず、実施時期であるが、3月に実施したいと考えている。理由としては、町内回覧で周知を図るには開催の2か月前に原稿を完成させる必要があること、また、空家等管理活用支援法人の指定が2月末になるということを前提とすると、セミナー開催時に指定法人の紹介ができるという2点である。

次に会場だが、令和5年度は会場のキャパをはるかに超える方から御来場いただき、立ち見の方、入れずに止む無く帰られた方も多くおられるなどの状況であったことから、市役所多目的室ではなく、文化会館アルフォーレのマルチホールを借り上げ、会場としたいと考えている。

次にテーマだが、令和5年度の2つのテーマをベースに、委員の皆様方又はそれぞれの団体でこういったテーマを周知したい、周知したほうが良いと思われるものがあるれば、この議事の中で御審議いただき、内容に反映したいと考えている。他自治体のセミナー事例は、以前に配布した資料にも掲載しているが、資料の下段から裏面にあるとおりである。

テーマについて御意見や御提案がない場合は、受講できなかった方が多くおられた令和5年度のテーマ、講師に打診し、昨年と同じテーマ+アルファの内容で開催したいと考えている。

御審議のほど、よろしくをお願いしたい。

部会長 只今説明があったが、この内容について御意見、御質問等があれば願います。
想定としては例年と同じような形で、同じような内容で進めるということだが、特段なにか提案はあるか。前は受講者数が多く、タイムリーな内容であったので、周知という浸透させるという意味で、もう一度同じ内容で行うのもよいと思う。

事務局D 1点説明漏れがあったので時間をいただきたい。前年度との変更点であるが、資料3中「2（4）その他」に記載のとおり、今年度実施する際には、動画撮影を行い、ユーチューブにアップする。受講できなかった方、その日来られなかった方が、当日の資料と内容をホームページから見られる環境を構築した上で実施したいと考えている。

委員D 市の助成金等の説明もセミナーで行うとよいのではないか。

事務局D 検討したい。

議事(2)今年度の空き家セミナー実施に係る採決

部会長 それでは、採決に移る。
市の補助制度を説明する時間を盛り込みながら、今年度のセミナーは令和5年度と同じ内容を中心に実施することによろしいか。
(一同承認)
今年度のセミナーは令和5年度と同じ内容を中心に実施することを、全会一致で決定する。
以上で議事を終了する。

その他

事務局B ここで次回のスケジュール等について連絡する。

事務局D 第4回の委員会は、プロポーザル審査日ということで、先ほど説明したとおり、資料の配布等について改めて検討の上お知らせするという前提ではあるが、2月25日（火）午前9時から開催したい。提案事業者の数によっては、若干の変更等の可能性がある。正式な開催通知は、決定後お送りする。
本日御審議いただいた内容については、予算に係る議決を含め正式な公告前であるので、委員の方止まりとし、取扱いには十分御注意いただくようお願いする。

事務局B 令和6（2024）年度第3回柏崎市空家等対策推進協議会 空家等対策計画策定・事業実施委員会を終了する。